

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障費用に要する経費に充てることとされています。

令和6年度決算における社会保障施策経費の内訳は、下記のとおりです。

(歳入)	・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	106,671 千円
(歳出)	・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	1,088,544 千円

(単位:千円)

項目	事業名	令和6年度 決算	特定財源			一般財源	
			国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
地方単独事業	総合福祉	57,256	0	0	0	8,162	49,094
	医療	196,402	0	59,706	12,460	17,711	106,525
	介護・高齢者福祉	105,373	0	897	13,636	12,950	77,890
	子ども・子育て	123,492	0	150	0	17,584	105,758
	障害者福祉	14,980	0	97	0	2,122	12,761
	小計	497,503	0	60,850	26,096	58,529	352,028
国庫補助事業	子ども・子育て	120,233	72,271	25,053	216	3,235	19,458
	医療	126,294	6,834	3,403	0	16,545	99,512
	母子保健衛生	2,843	1,630	537	0	96	580
	障害者福祉	196,842	95,815	47,590	0	7,618	45,819
	介護・高齢者福祉	137,989	0	0	0	19,672	118,317
	参考						
	小計	584,201	176,550	76,583	216	47,167	283,685
投資的経費他	保育所施設	2,876	0	0	0	410	2,466
	その他社会福祉施設	3,964	0	0	0	565	3,399
	小計	6,840	0	0	0	975	5,865
	合計	1,088,544	176,550	137,433	26,312	106,671	641,578

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。